

坂戸市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、性的少数者の意思が尊重され、もって一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な生き方及び価値観を認め合いながら、かつ、自分らしく暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が必ずしも異性愛のみではない者及び性自認が出生時の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、かつ、日常生活において相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的少数者である二人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (4) ファミリーシップ パートナーシップにある者とその一方又は双方と生計を同じくする子(養子を含む。)、親(養親を含む。)その他市長が認める者とが家族として協力し合う関係をいう。

(対象者)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 当事者の双方が市内に住所を有していること。
 - イ 当事者の一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - ウ 当事者の双方が市内への転入を予定していること。
- (3) 民法(明治29年法律第89号)第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない者(養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する者を除く。)でないこと。
- (4) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと又は当事者以外の者とパートナーシップ

にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、職員の面前において自ら記入した坂戸市パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の場合において、宣誓をしようとする者は、宣誓しようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

3 第1項の宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(2) 戸籍抄本、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

4 前項の規定にかかわらず、市とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結した地方自治体(以下この項において「協定締結自治体」という。)から転入した者であって、転入前の協定締結自治体においてパートナーシップ宣誓書受領書等の交付を受けているものは、転入後も引き続きパートナーシップの継続を希望するときは、宣誓書に次に掲げる書類を添付することができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(2) 転入前の協定締結自治体で交付されたパートナーシップ宣誓書受領書等

(3) その他市長が必要と認める書類

5 宣誓をしようとする者は、第1項の規定により宣誓書を提出する場合において、次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

(1) 個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)

(2) その他本人であることを確認するため市長が適当と認める書類
(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓書において通称(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると市長が認めるものをいう。)を用いることができる。

(受領書等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓書の提出があったときは、坂戸市パートナーシップ宣誓書受領書（様式第2号）及び坂戸市パートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「受領書カード」という。）を当該宣誓をした者に交付するものとする。

（ファミリーシップの届出）

第7条 ファミリーシップにある者があることの届出をしようとする前条の規定により受領書等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）又は宣誓をしようとする者は、坂戸市ファミリーシップ届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者にあつては、受領書等

(2) 戸籍抄本、住民票の写しその他の宣誓者又は宣誓をしようとする者とそれらの者とファミリーシップにある者との身分関係を明らかにすることができる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

（受領カードの交付）

第8条 市長は、前条の規定による届出書の提出があったときは、坂戸市パートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）を当該届出者に交付するものとする。

（受領書等の再交付の申請）

第9条 宣誓者は、当該受領書等を破損し、又は紛失したときは、坂戸市パートナーシップ宣誓書受領書等再交付申請書（様式第5号）を市長に提出し、その再交付を受けることができる。

（変更の届出等）

第10条 宣誓者は、宣誓書及び坂戸市ファミリーシップ届出書に記載した事項に変更があったときは、坂戸市パートナーシップ宣誓書等記載事項変更届出書（様式第6号）に受領書等及び変更の内容が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更届の提出があった場合において、受領書等の氏名又は通称に変更があったとき、又はファミリーシップの解消があったときは、変更後の受領書等を当該宣誓者に交付するものとする。

（受領書等の返還）

第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、坂戸市パート

ナードシップ宣誓書受領書等返還届出書（様式第7号）を市長に提出し、及び受領書等を返還しなければならない。

(1) パートナードシップが解消されたとき。

(2) 第3条第2号及び第4号に規定する要件を満たさなくなったとき。

（周知等）

第12条 市長は、宣誓の趣旨が市民及び事業者に適切に理解され、並びに宣誓に係る制度に関し、市民及び事業者の理解と協力が得られるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。